

京都市告示第118号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成27年4月17日

京都市長 門川大作

道路の種類 府道  
供用開始の期日 告示の日  
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
下鴨静原大 原線	左京区静市静原町1109番地の5地先内	旧	メートル 4.80	メートル 16.30 ~16.85
		新	4.80	16.30 ~19.04

(建設局土木管理部道路明示課)